

**みよし市城山保育園移転新築事業
設計・施工・運営一括発注業務
実施方針**

**令和5（2023）年2月
みよし市**

目 次

第1 事業の概要	1
第2 応募に関する事項	3
1 応募者の構成	3
2 統括責任者等の配置	3
3 応募者の参加資格等	4
第3 最優秀提案者決定に関する事項	9
1 最優秀提案者決定のスケジュール	9
2 最優秀提案者の決定方法	9
3 応募の手続等	10
4 提出書類の取扱い	16
第4 契約に関する事項	17
1 代表法人の責務	17
2 基本協定の締結	17
3 事業契約及び指定管理協定の締結	17
4 議会の議決	17
5 契約書作成の要否	18
6 契約の保証	18
7 契約金	18
第5 その他	26
1 関連情報を入手するための照会窓口	26
2 特定の不正行為に対する措置	26
3 その他	26
別表 リスク分担表	28

第1 事業の概要

(1) 事業名

みよし市城山保育園移転新築事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業実施場所

みよし市福谷町地内

(3) 期間

契約締結日から令和11（2029）年3月31日まで

ア 新園舎の設計・施工業務に係る期間

契約締結日から令和8（2026）年3月31日まで

イ 既設園舎の解体業務に係る期間

令和8（2026）年4月1日から令和9（2027）3月31日まで

ウ 保育園の運営・維持管理業務に係る期間

令和8（2026）4月1日から令和11（2029）年3月31日まで

ただし、管理運営の状況が優良であること等により引き続き運営・維持管理業務を指定できると市が判断した場合は、当該期間終了後、公募によらず委託による民間移管を実施する。

(4) 事業内容

ア 基本設計及び実施設計業務並びに各種申請業務

イ 本業務に係る各種説明会及び会議への支援業務

ウ 本工事に関する工事監理業務

エ 要求水準書に記載の施工業務

オ 開園後の運営業務並びに維持及び管理業務

カ その他要求水準書による業務

(5) 提案上限額

本事業の実施に当たり、市が算定した業務の対価（提案上限額）は、次のとおりです。

提案上限額：1,678,152,000円（税込み）

<参考内訳>

	支払い限度額
令和5（2023）年度	25,500,000円
令和6（2024）年度	356,952,000円

令和7（2025）年度	742,700,000円
令和8（2026）年度	253,000,000円
令和9（2027）年度	150,000,000円
令和10（2028）年度	150,000,000円

(6) 要求水準

本事業において要求する水準は、付属資料1「要求水準書」に定めます。これは、本事業を実施するための必須条件として準拠すべき具体的な規定であり、市が本事業に求める内容及び品質を満たすべき最低限の水準を示すものです。

(7) 予想されるリスクと責任分担

ア 責任分担の考え方

本事業における責任分担は、『リスクを最も良く管理できる者が当該リスクを負担する』との考え方に基づき市と事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高い施設整備を目指すものであり、事業者が担当する業務については事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについても原則として事業者が負うものとします。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとします。

イ 予想されるリスクと責任分担

本事業における市と事業者の責任分担は、原則として別表「リスク分担表」によることとします。

第2 応募に関する事項

1 応募者の構成

本事業のプロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる条件を備えた単体企業又は共同企業体とします。

(1) 共同企業体の結成方法

共同企業体の結成方法は、付属資料2「みよし市城山保育園移転新築事業設計・施工・運営一括発注業務共同企業体取扱要領」に準拠することとします。

(2) 代表法人の指定

共同企業体を結成する場合は、構成員の中から共同企業体の代表者となる構成員（以下「代表法人」という。）を定める必要があります。

2 統括責任者等の配置

(1) 統括責任者の配置

単体企業又は共同企業体の代表法人は、本事業全体についての総合的な調整を行う統括責任者（以下「統括責任者」という。）を配置しなければなりません。

(2) 設計業務管理技術者の配置

単体企業又は共同企業体の設計業務を担当する構成員は、設計業務を統括する管理技術者（以下「設計業務管理技術者」という。）を配置しなければなりません。

なお、設計業務管理技術者は、工事監理業務を統括する管理技術者（以下「工事監理者」という。）を兼ねることができます。

(3) 工事監理者の配置

単体企業又は共同企業体の工事監理業務を担当する構成員は、工事監理者を配置しなければなりません。

なお、工事監理者は、設計業務管理技術者を兼ねることができます。

(4) 現場代理人の配置

単体企業又は共同企業体の施工業務を担当する第1位の構成員は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、請求の受理、請求の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づ

く受注者の一切の権限を行使する現場代理人（以下「現場代理人」という。）を配置しなければなりません。

なお、現場代理人は、監理技術者を兼ねることができます。

(5) 監理技術者の配置（共同企業体の場合は代表法人）

単体企業又は共同企業体の施工業務を担当する第1位の構成員は、建設業法第26条に定める監理技術者を専任で配置しなければなりません。

なお、監理技術者は、現場代理人を兼ねることができます。

(6) 主任技術者の配置

施工業務を行う第2位の構成員は、建設業法第26条に定める主任技術者を専任で配置しなければなりません。

(7) 運営業務管理者の配置

単体企業又は共同企業体の運営業務を担当する構成員は、当該業務を統括する運営業務管理者を配置しなければなりません。

3 応募者の参加資格等

参加資格の確認基準日（以下「基準日」という。）は、参加申込書の提出期日とします。

なお、基準日以降、最優秀提案者決定日までに参加資格を欠く事態に至った場合には、参加資格を有しないものとして契約候補者としません。

(1) 応募者に共通する参加資格

応募者である単体企業並びに共同企業体の代表法人及び各構成員は、次に掲げる条件を満たさなければなりません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本事業の契約日において、令和5（2023）年度みよし市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

ウ 本事業の参加申込書の提出日から最優秀提案者決定までの間、みよし市入札参加停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 本事業の参加申込書の提出日から最優秀提案者決定までの間、「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「みよし市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(2) 共同企業体を結成する応募者の参加資格

共同企業体を結成する応募者の構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることができないこととします。

また、共同企業体として参加申込書を提出した場合、その構成員は単体企業として参加申込書を提出することはできません。

(3) 各業務の参加資格

ア 設計業務及び工事監理業務を行う企業の参加資格

(ア) 設計業務及び工事監理業務（以下「設計業務等」という。）を行う企業は、みよし市が発注する設計業務において、建築設計に係る競争入札に参加する資格を有する者であること。

(イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。

(ウ) 設計業務を行う企業は、官公庁、民間を問わず、過去10年間（平成24（2012）年4月1日から参加申込書を提出する前日まで）に完了・引渡しした、延べ面積1,000㎡以上の保育園又はこれに類する建築物の新築に係る実施設計業務を元請として実施した実績を1件以上有すること。共同企業体としての実績の場合は、出資比率が出資総額の10分の2以上のものを対象とします。

(イ) 設計業務管理技術者は、次の要件を満たす者を配置すること。

a 設計業務等を行う企業に所属し、常勤で契約日以前1年以上の恒常的な雇用関係があること。

b 建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有すること。

c (ウ)に示す設計業務に従事した経験を有すること。

(イ) 工事監理業務を行う企業は、官公庁、民間を問わず、過去10年間（平成24（2012）年4月1日から参加申込書を提出する前日まで）に完了・引渡しした、延べ面積1,000㎡以上の保育園又はこれに類する建築物の新築に係る工事監理業務を元請として実施した実績を1件以

上有すること。共同企業体としての実績の場合は、出資比率が出資総額の10分の2以上のものを対象とします。

- (カ) 工事監理者は、次の要件を満たす者を配置すること。
 - a 設計業務等を行う企業に所属し、常勤で契約日以前1年以上の恒常的な雇用関係があること。
 - b 建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有すること。
 - c (イ)に示す工事監理業務に従事した経験を有すること。
- (キ) 上記(I) c 及び(カ) c に示す従事した経験は、過去に所属した企業等における経験を含むものとします。ただし、当該期間に当該企業等に所属し、従事したことが確認できる場合に限りです。

イ 施工業務を行う企業の参加資格

- (ア) みよし市が発注する建設工事において、建築工事業に係る競争入札に参加する資格を有する者であること。なお、JVの場合は、JVで当該建築工事業に係る競争入札に参加する資格を有する必要があります。
- (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により建築工事業について特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 施工業務を行う第1位の構成員は、令和4（2022）年度及び令和5（2023）年度のみよし市における入札参加資格において認定された建築工事業の経営事項評価点数が1,100点以上であること。
- (エ) 施工業務を行う第1位の構成員は、官公庁、民間を問わず、過去10年間（平成24（2012）年4月1日から参加申込書を提出する前日まで）に完了・引渡しした、延べ面積1,000㎡以上の保育園又はこれに類する建築物の新築に係る建築工事の元請としての施工実績を1件以上有すること。共同企業体としての実績の場合は、出資比率が出資総額の10分の2以上のものを対象とします。
- (オ) 施工業務を行う第2位の構成員は、令和4（2022）年度及び令和5（2023）年度のみよし市における入札参加資格において認定された建築工事業の経営事項評価点数が700点以上であること。
- (カ) 本事業の現場代理人及び監理技術者として次の要件を満たす者を施工業務の開始から完了まで施工現場に専任で配置できること。

なお、現場代理人と監理技術者は、両者を兼ねることができます。

- a 現場代理人及び監理技術者は、施工業務を行う企業に所属し、常勤で1年以上の恒常的な雇用関係があること。
- b 監理技術者は、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- c 監理技術者は、上記(I)に示す施工業務に従事した経験を有すること。

なお、当該施工業務に従事した経験は、監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての経験とします。

- d 現場代理人及び監理技術者は、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の配置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）及び補修施工完了後（以下「専任期間外」という。）については、専任を要しません。

なお、監理技術者については、専任期間外でも本事業に係る打合せ等には参加すること。

- (#) 施工業務を行う第2位の構成員は、主任技術者として次の要件を満たす者を施工業務の開始から完了まで施工現場に専任で配置できること。
 - a 国家資格を有すること。
 - b 施工業務を行う構成員の企業に所属し、常勤で1年以上の恒常的な雇用関係があること。

ウ 運營業務を行う法人の参加資格

- (ア) 社会福祉法人又は学校法人で、現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく認可保育所、認定こども園、認証保育所等を設置運営していること。
- (イ) 運営する保育事業以外の事業を含む全体の財務内容が適正であり、次のことを満たしていること。
 - a 直近3年間の会計年度で3年連続して損失を計上していないこと。
 - b 直近2年間の会計年度でいずれの年度も債務超過になっていないこと。
- (ウ) 運営する法人又は施設が、指導監査（立入調査）において過去3年間（令和元（2018）年度から令和3（2021）年度まで）に指摘がない、又は指摘があった場合は適正に改善がなされていること。

(4) 単体企業の応募者の参加資格

ア 前項の設計業務等を行う構成員、施工業務を行う構成員及び運營業務を行う構成員の参加資格を全て満たすこと。

イ 単体企業として参加申込書を提出した場合、共同企業体の構成員として参加申込書を提出することはできません。

(5) 共同企業体構成員の条件

プロポーザルに参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが共同企業体の代表法人となる構成員以外の構成員である場合を除く。）。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 親会社等と子会社等の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他参加の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の提案に参加している場合その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 市内業者に対する契約に関する配慮事項

構成員の選定や業務の一部委託（下請けを含む。）に当たり、事業遂行上、支障がない範囲で市内業者の登用・活用に配慮すること。

第3 最優秀提案者決定に関する事項

1 最優秀提案者決定のスケジュール

本事業における最優秀提案者決定のスケジュール（予定）は、次のとおりとします。ただし、市の都合により変更する場合があります。

スケジュール	内容
令和5（2023）年 4月 3日	募集要項の公表
令和5（2023）年 4月 3日～ 4月14日	説明会の参加申込
令和5（2023）年 4月19日	説明会
令和5（2023）年 4月 3日～ 4月14日	募集要項に関する質問受付
令和5（2023）年 5月10日	募集要項に関する質問回答期限
令和5（2023）年 5月10日～ 5月19日	参加表明書（資格審査）の受付
令和5（2023）年 6月 1日	資格審査結果の通知期日
令和5（2023）年 6月20日～ 7月 7日	技術提案書類（提案審査）の受付
令和5（2023）年 7月12日	提案審査一次審査結果の通知期日
令和5（2023）年 7月26日	提案審査二次審査（プレゼンテーション）
令和5（2023）年 8月 2日	最優秀提案者の決定（競争入札審査会）
令和5（2023）年 8月 4日	基本協定の締結
令和5（2023）年 8月10日	事業仮契約の締結
令和5（2023）年 9月29日	事業契約の締結

※ 本事業の実施に当たっては、予算及び事業契約に関する議案を市議会に提出し、これらの議案の成立後に事業契約の締結となる。

2 最優秀提案者の決定方法

(1) 資格審査

応募者の各構成企業が第2の3に規定する参加資格要件を満たしているかどうかについて審査します。満たしていないと判断した場合は、失格とします。

(2) 提案審査（内容審査）

ア 一次審査

技術提案書類の提出が5を超えた場合は、提案価格の最も低い者から5者が一次審査通過者となります。

イ 二次審査

選定審査会を設置し、応募者からの提案内容及び提案価格を総合的に評価した上で最優秀提案者を選定します。

なお、提案内容の評価は、「みよし市城山保育園移転新築事業設計・施工・運営一括発注業務最優秀提案者決定基準」に基づき行います。

(3) 契約候補者の決定

市は、選定審査会による最優秀提案者の選定結果に基づき契約候補者を決定し、最優秀提案者を契約交渉の相手方とします。ただし、最優秀提案者が辞退その他事由で仮契約の締結に至らなかった場合は、次点者を契約交渉の相手方とします。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、全ての応募者（共同企業体の場合は代表法人）に対して通知します。

また、審査結果は、最優秀提案者決定後、速やかにみよし市ホームページにおいて公表します。

3 応募の手続等

(1) 募集要項の公表

市ホームページで募集要項等を公表しますので必要に応じて市ホームページからダウンロードしてください。

なお、募集要項等がダウンロードできない場合等は、次の場所へお問い合わせください。

ア 問合せ先

みよし市子育て健康部子育て支援課 保育園担当：関

住所：みよし市三好町小坂50番地 電話：0561-32-8034

電子メール：kosodate@city.aichi-miyoshi.lg.jp

イ ダウンロード期間

令和5（2023）年4月3日（月）から令和5（2023）年6月30日（金）

まで

(2) 説明会

本事業に係る理解向上等のため、説明会を下記の日時、場所で開催します。

ア 開催日時

令和5（2023）年4月19日（水）

午後1時から午後3時まで

イ 開催場所

みよし市役所2階202会議室（みよし市三好町小坂50番地）

ウ 参加申込方法

本事業に参加を希望し、説明会への参加を希望する者は、説明会参加申込書に必要事項を記入の上、電子メールで下記提出先に提出してください。

(ア) 電子メールの件名（標題）は、【みよし市城山保育園移転新築事業に係る説明会参加申込（企業名）】とすること。

(イ) 電子メールの送信後、電話で下記担当者に受信確認を行うこと（土、日及び祝日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）。

(ウ) 参加人数は、1社2名までとすること。

(I) 参加申込期間

令和5（2023）年4月3日（月）から令和5（2023）年4月14日（金）まで（土、日及び祝日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

(i) 提出先及び問合せ先

第3の3(1)アと同じ。

(3) 募集要項等に関する質問の受付及び回答

参加を検討するに当たって、募集要項等の内容に関して質問がある場合は、質問書を提出することができます。

なお、回答内容については、募集要項等と同等の効力を持つものとします。

ア 受付期間

令和5（2023）年4月3日（月）から令和5（2023）年4月21日（金）まで（土、日及び祝日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

イ 提出方法

本事業に参加を希望し、募集要項等の内容に関して質問がある者は、質問書により作成し、電子メールで下記提出先に提出してください。

(ア) 電子メールの件名（標題）は、【みよし市城山保育園移転新築事業に係る質問（企業名）】とすること。

(イ) 電子メールの送信後、電話で下記担当者に受信確認を行うこと（土日及び祝日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）。

ウ 提出先及び問合せ先

第3の3(1)アと同じ。

エ 回答時期

令和5（2023）年5月10日（水）までに最終回答予定

オ 回答方法

原則として、本事業の募集要項等を掲示している市ホームページに添付資料として掲載します。

(4) 参加申込書の受付

ア 本事業に参加を希望する者は、参加表明書、企業概要書、業務実施体制、プロポーザル参加資格確認申請書兼誓約書その他添付書類（以下「応募申込書類」という。）を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出期間内必着で提出してください。

イ 共同企業体として参加を希望する場合は、応募申込書類と併せてみよし市城山保育園移転新築事業共同企業体取扱要領による共同企業体参加資格審査申請書兼誓約書、みよし市城山保育園移転新築事業共同企業体協定書及び委任状（以下「企業体応募申込書類」という。）を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出期間内必着で提出してください。

なお、応募申込書類の提出後に構成企業の参加資格に変更が生じた場合又は構成企業に変更が生じた場合は、それぞれ参加資格喪失等届又は構成企業等変更届を提出してください。

ウ 提出期間内に、単体企業の場合は応募申込書類、共同企業体の場合は企業体応募申込書類を提出していないものは、本事業に参加することができません。

エ 提出期間

令和5（2023）年5月10日（水）から令和5（2023）年5月19日（金）まで（土、日及び祝日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

オ 提出先

第3の3(1)アと同じ。

(5) 参加資格審査結果の通知

ア 参加資格審査の結果については、参加申込みを行った応募者（共同企業体として参加申込みをした場合は、代表法人）に対して書面により令和5（2023）年6月1日（木）（予定）までに審査結果を通知します。参加資格審査の結果、要件を満たしている者（以下「資格審査通過者」という。）は、第3の3(6)以降の進捗に進むことができます。

イ 参加資格がないとされた応募者は、市に対して、次のとおり書面でその理由について説明を求めることができます。

(ア) 受付期間

令和5（2023）年6月1日（木）から令和5（2023）年6月9日（金）まで（土、日及び祝日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

(イ) 提出方法

説明要求の書面（様式自由）を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。

(ウ) 提出先

第3の3(1)アと同じ。

(エ) 回答方法

市は、説明を求めた者に対して、令和5（2023）年6月下旬（予定）までに書面で回答をします。

(6) 技術提案書の受付

資格審査通過者は、価格提案書等及び技術提案書提出届、価格提案書等及び技術提案書の提出確認表、価格提案書（価格提案書別紙（事業費内訳書）を含む。）及び要求水準に関する確認書兼誓約書（以下「提案確認書類」という。）並びに技術提案書類を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出期間内必着で提出してください。

ア 提出期間

令和5(2023)年6月20日(火)から令和5(2023)年7月7日(金)まで(土、日及び祝日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

イ 提出先

第3の3(1)アと同じ。

ウ 提出部数

提案確認書類及び技術提案書類については、正本1部、副本8部及び電子データを提出してください。

エ 提案確認書類及び技術提案書類の提出に当たっての留意事項

(ア) 価格提案書等及び技術提案書の提出確認表を用いて提出する書類を十分に確認した上で提出してください。

(イ) 提出された提案確認書類及び技術提案書類に係る費用は、応募者の負担とします。

(ウ) 提出期間を超えての差し替え及び再提出は、認めません。

オ 技術提案書の作成にあたっての留意事項

(ア) 付属資料1「要求水準書」の内容を踏まえ、「様式集」を用いて、「最優秀提案者決定基準」第2の7に示す内容について提案してください。

(イ) 原則として、文字の大きさは、10ポイント以上とします。また、具体的な提案図等の文字は、8ポイント以上とします。

(ウ) 特定のものとは判断できる企業名、作品名、記号、ふちどり等の記載を禁止します。

(I) 文章を補完するための写真、イラスト、提案図等の使用は認めます(カラーは、可とします)。

(7) 一次審査(価格審査)

技術提案書類の提出が5を超えた場合に実施し、提案価格の最も低い応募者から5者を1次通過者とします。

参加資格審査の結果については、技術提案書類の提出を行った応募者(共同企業体として参加申込みをした場合は、代表法人)に対して書面により令和5(2023)年7月12日(水)(予定)までに審査結果を通知します。また、一次審査通過者には、二次審査の日程等も併せて通知します。

(8) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

一次審査通過者に対して令和5（2023）年7月26日（水）頃（予定）に提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。選定審査会において一次審査通過者が提案内容に関するプレゼンテーションを行い、当該審査会委員が質疑等のヒアリングを行うことを想定していません。

なお、二次審査に遅刻又は欠席した一次審査通過者は、失格とします。

(9) 最優秀提案者として決定されなかった者に対する理由の説明

最優秀提案者として決定されなかったものは、市に対して、次のとおり書面でその理由について説明を求めることができます。

ア 提出期限

令和5（2023）年8月10日（木）午後5時15分まで（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

ウ 提出先

第3の3(1)アと同じ。

エ 回答方法

市は、説明を求めたものに対して、令和5（2023）年8月下旬（予定）までに書面で回答をします。

(10) 参加の棄権

資格審査通過者が提案確認書類及び技術提案書類を提出期間内に提出しない場合は、棄権したものとみなします。

(11) 参加の辞退

資格審査通過者が参加を辞退する場合は、辞退届を下記に持参すること。

ア 提出期限

令和5（2023）年7月7日（金）午後5時15分まで

イ 提出先

第3の3(1)アと同じ。

(12) 審査の延期又は中止

審査が公正に執行することができないと認められる場合又は災害その他やむを得ない事由がある場合には、審査の延期又は中止をすることがあ

ります。

4 提出書類の取扱い

(1) 著作権

提出された技術提案書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、最優秀提案者として選定された者の技術提案書類について、市は最優秀提案者と協議の上、本事業に関する報告等のために技術提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(2) 特許権等

応募者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果、生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとします。ただし、市が、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合で、応募者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が負担します。

(3) 契約に至らなかった応募者の取扱い

契約に至らなかった応募者から提出された技術提案書類については、本事業の選定に使用する以外で応募者に無断で使用しないものとします。

(4) 提出書類の返却

提出された資料は、返却しません。

第4 契約に関する事項

1 代表法人の責務

- (1) 代表法人は、設計業務、工事監理業務、施工業務及び運営業務を一体として実施するため、構成員の取りまとめを行わなければなりません。
- (2) 最優秀提案者決定後、事業契約の締結までの間、原則、代表法人及び構成員の変更は認めません。
- (3) 事業契約の締結前に代表法人が離脱した際は、最優秀提案者の地位を失うものとし、構成員の一が離脱した際は、代表法人は当該離脱が本事業の実施に支障が出ないことについて、責任を負うものとしします。

なお、構成員の離脱に伴う一切の損害は、他に規定する場合を除き、代表法人が負担するものとしします。

- (4) 事業契約の締結後、共同企業体の構成員のいずれかが本事業の実施途中において脱退し、除名され、又は破産若しくは解散した場合は、残存する構成員において共同連帯して本事業を完成させるものとしします。ただし、残存する構成員によっては、残業務の適切な設計、工事監理、施工等が困難と認められるときは、事業契約を解除するものとしします。

2 基本協定の締結

市と最優秀提案者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、最優秀提案者の代表法人及び各構成員の本事業における役割に関する事項等を規定した基本協定を締結します。

3 事業契約及び指定管理協定の締結

市と最優秀提案者は、基本協定の締結後、設計業務、工事監理業務及び施工業務を包括的かつ詳細に規定した事業契約並びに運営業務に係る指定管理協定（以下「仮契約」という。）を締結します。

4 議会の議決

本事業の事業契約締結については、みよし市議会（令和5年9月定例会を予定。）において議会の議決を経なければなりません。

議会の議決があったときは、その日をもって事業契約及び指定管理協定が成立した旨を仮契約を締結した最優秀提案者に対し通知し、市と最優秀提案者は、設計業務、工事監理業務及び施工業務を包括的かつ詳細に規定した事業契約並びに運営業務に係る指定管理協定（以下「本契約」という。）を締結し

ます。

5 契約書作成の要否

要（みよし市城山保育園移転新築事業設計・施工・運営一括発注業務に係る請負契約約款のとおり）

6 契約の保証

- (1) 最優秀提案者は、みよし市契約規則第29条の規定に基づく契約保証金を納めなければなりません。
- (2) 市は、みよし市契約規則第31条の規定に基づき契約保証金の全額又は一部の納付を免除することができます。
- (3) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア 有価証券（利付き国債又はみよし市公債）の提供

イ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社）の保証

- (4) 上記(1)から(3)に掲げる契約の保証は、契約の締結時までには付さなければならぬ。

7 契約金

- (1) 請負契約に係る代金の構成

請負代金は、以下の費用により構成されるものとします。設計費相当額、工事監理費相当額、工事費相当額及び運営費相当額を業務費と総称します。

業務の区分	構成される費用の内容	費用の種類
設計業務	・新園舎の基本設計 ・新園舎の実設計 ・既設園舎の取壊し設計 ・環境整備（外構、植栽）の設計 ・積算業務 ・事前調査及び関連業務（敷地確定測量、地質調査、電波障害調査、アスベスト・PCB含有調査等、各種申請等の業務並びにその	設計費相当額

	関連業務、インフラに関する協議、鉄道構造物等の近接施工に関する届出及び事前協議)	
工事監理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・新園舎の施工に係る工事監理 ・既設園舎の取壊し工事に係る工事監理 ・環境整備（外構、植栽）の工事に係る工事監理 ・その他これらを実施する上で必要な関連業務 	工事監理費相当額
施工業務	<ul style="list-style-type: none"> ・新園舎の建設工事 ・既設園舎の取壊し工事 ・環境整備（外構、植栽）工事 ・施工に係る事前調査（近隣家屋調査）及び関連業務（協力業務、関連別途業務との連絡調整） ・施工業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務 ・その他これらを実施する上で必要な関連業務 	工事費相当額

(2) 指定管理協定に係る代金の構成

業務の区分	構成される費用の内容	費用の種類
運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の提供に関する業務 ・新園舎の維持・管理に関する業務 ・什器、備品その他必要な物品の調達業務 ・その他これらを実施する上で必要な関連業務 	運営費相当額

(3) 請負契約に係る支払方法

設計業務及び工事監理業務に係る費用については、年度ごとに支払います。

また、施工業務に係る前金払及び部分払を行います。その条件については、次のとおりとします。

ア 支払い限度額

年度	支払い限度額
令和5（2023）年度	25,500,000円
令和6（2024）年度	356,952,000円
令和7（2025）年度	742,700,000円
令和8（2026）年度	103,000,000円

なお、支払い限度額については、最優秀提案者決定後に変更することがあります。

イ 前払金及び中間前払金

施工業務について前払金及び中間前払を行います。その条件については、次のとおりとします。

(ア) 前払金

- a 令和6（2024）年度の前払金は、令和6（2024）年度末における工事出来高相当分の36%とする。
- b 令和7（2025）年度の前払金は、令和7（2025）年度末における工事出来高相当分の36%とする。ただし、令和6（2024）年度末における工事出来高相当分に達しないときは、当該工事出来高相当分に達するまで令和7（2025）年度の前払金を請求できない。
- c 令和8（2026）年度の前払金は、施工業務に係る請負金額の4割から各年度に支払った金額を控除した額とする。

(イ) 中間前金払

中間前金払については、みよし市予算決算会計規則第71条第3項の規定による。

ウ 部分払

(ア) 部分払は2回以内とする。ただし、各年度末の出来高の確認による支払い及び各年度における前払金を除く。

(イ) 部分払と中間前金払との併用はできない。

エ 部分引渡し

(ア) 設計業務成果品又は工事目的物について、発注者が要求水準書において本件工事等の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の

本件工事等が完了したときについては、工事請負契約書約款第39条（部分払）に基づき当該指定部分を引渡し、部分引渡しに係る請負代金を請求することができます。

(1) 支払時期は、受注者の適法な請求書を受理した日から40日以内とします。

オ 完了払金

年度	金額
令和8 (2026) 年度	契約金額から令和8（2026）年度までに支払った前払金、中間前払金及び部分払金に係る金額を差し引いた額とします。

請求時期は、本事業完了後とします。

支払時期は、受注者の適法な請求書を受理した日から40日以内とします。

カ 保証事業会社

みよし市が指定する保証事業会社は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社とします。

(4) 指定管理協定に係る支払い方法

運營業務（維持・管理を含む。）に係る費用について、年度ごとに支払います。

年度	支払い限度額
令和8（2026）年度	150,000,000円
令和9（2027）年度	150,000,000円
令和10（2028）年度	150,000,000円

(5) 各段階での請負代金額の決定方法

本事業は、契約段階で要求水準書及び技術提案書類に対して契約金額の総額（以下「総価」という。）を取決めます。本事業の進捗と契約金額の考えは、次のとおりとします。

ア 最優秀提案者決定後

受注者は、最優秀提案者決定後、速やかに提出した提案価格内訳書と同様式の契約金内訳書を提出します。

イ 変更指示の対応

変更が発生した場合は、その内容が市の指示で要求水準書の内容等の変更に対応する場合のみ、契約金額の変更の対象とします。その場合は、設計変更事務取扱要領に基づき決定します。

ウ その他

契約金内訳書と実際の施工との数量等の相違、発注者指示による要求水準書の内容変更に対応しない設計変更については、契約金額の改定には該当せず、受注者の責任・負担において対応を実施するものとする。

(6) 実施設計完了後の変更契約時以降の契約金内訳書の作成方法

当該契約金内訳書は、以下の内容にて作成し、提出することとします。

ア 数量根拠は公共建築工事積算基準による。

イ 内訳書は、RIBCにより作成とする。

ウ 内訳書は印刷物と電子データとし、次を提示するものとする。

(ア) 契約金内訳書（金入）（RIBC データと印刷物の両方）

(イ) 契約金内訳書（金抜）（RIBC データと印刷物の両方）

(ウ) 参考見積を徴収した場合は参考見積書（PDF データと印刷物の両方）

(7) 設計変更以外の契約金額の改定方法の考え方

ア 改定に対する基本的な考え方

(ア) 契約金額の改定

a 物価変動を勘案した費用改定については、原則として改定しない。本事業期間中の物価リスクについては、市と受注者の双方が負担するものとする。具体的には、下記イに示す場合に物価変動を踏まえ、一定の改定を行う。

b 受注者の責めによらない事由による数量変動リスクは、市が負担するものとし、数量変動を踏まえ、一定の改定を行う。具体的には、下記イに示す場合に数量変動を踏まえ、一定の改定を行う。

(イ) 金利変動を勘案した費用改定

原則として改定しない。

イ 具体的な改定方法

(ア) 物価変動に伴う費用改定

a 市及び受注者は、事業契約締結の日から12月を経過した後に、日

本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができ、市又は受注者は、相手方から請求があったときは、協議に応じなければならない。

- b 変動前の契約金額（事業契約書に定められた契約金額から、下記 c (a)の基準日における出来形（業務の着手や資材の発注等が行われた既済部分をいう。以下同じ。）の額を控除した額をいい、以下「変動前残業務費」という。）と変動後の業務費相当額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいい、以下「変動後残業務費」という。）との差額のうち変動前残業務費の1,000分の15を超える額（以下、「スライド額」という。）について、業務費相当額に加除した額を改定額と定めるものとする。
- c 請負代金額の改定手続きは、次に示すとおりとする。
 - (a) 上記 a の規定に基づく請求のあった日を基準日とする。
 - (b) 市は、基準日から7日以内に出来形を確認し、変動前残業務費を定め、受注者に通知する。受注者は、市が行う出来形の確認に際し、必要な協力をするものとする。
 - (c) スライド額については、事業契約締結の日と基準日との間の物価指数に基づき、スライド額及び業務費の改定額について、市と受注者で協議して定める。ただし、aで定めた協議の開始日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、市は、スライド額及び業務費相当額の改定額を定め、受注者に通知する。
 - (d) 上記(c)の協議の開始日については、市が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。ただし、市が上記 a の請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始の日を通知しない場合、受注者は当該協議の開始の日を定め、市に通知することができる。
- d 上記 a の規定による請求は、本項の規定により請負代金額の変更を行った後、再度、行うことができる。この場合において、上記 a における「事業契約締結の日」とあるのは、「直前の a の定めに基づく契約金額変更の基準日」と読み替えるものとする。
- e 特別な要因により履行期間内に主要な工事材料の国内における価

格に著しい変動を生じ、業務費相当額が不適當となったと認められるときは、市又は受注者は前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

f 予期することのできない特別な事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、契約金額が著しく不適當となったときは、市又は受注者は前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。

g 次項「(イ)数量変動に伴う費用改定」に定める設計業務完了後の変更契約を行う場合は、本「(ア)物価変動に伴う費用改定」を準用する。

h 上記 e 又は f の規定による請求があった場合における改定方法及び改定手続きは上記 b 及び c に準ずるものとするが、必要に応じて市と受注者が協議し、決定するものとする。変動前残業務費の算定方法については、市が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。

i 使用する指標及び計算方法については、「愛知県公共工事請負契約約款第 26 条第 1 項～第 4 項 (全体スライド条項) の増額または減額となる場合の運用について」、「愛知県公共工事請負契約約款第 26 条第 5 項 (単品スライド条項) の増額または減額となる場合の運用について」及び「愛知県公共工事請負契約約款第 26 条第 6 項 (インフレスライド条項) の増額または減額となる場合の運用について」を踏まえ、市と受注者が協議し、決定するものとする。受注者の責めによらない事由により、要求水準書の内容変更に伴う設計の変更を行った場合で、当該変更に伴い最新の契約金内訳書の資材数量に合理的な差異が生じた場合は、受注者と市の協議により契約金額の変更を行う。

(イ) 数量変動に伴う費用改定

a 受注者の責めによらない事由により、要求水準書の内容変更に伴う設計の変更を行った場合で、当該変更に伴い最新の契約金内訳書の資材数量に合理的な差異が生じた場合は、受注者と市の協議により契約金額の変更を行う。

b 計算方法については、当該変更部分の変更による数量の変動を踏

まえ、市と受注者が協議して決定するものとする。

- c 契約金内訳書の内容と実際の施工との数量等の相違、要求水準書の内容変更該当しない設計変更については、工事費相当額の改定には該当せず、受注者の責任・負担において対応を実施するものとする。

(8) 提案内容の履行の確保

最優秀提案者が技術提案時に提示した提案内容（採用されなかったものを除く。）については、契約書の一部とし、最優秀提案者の責に帰すべき事由により、性能、機能、技術等の評価された項目（以下「評価項目」という。）が達成されなかった場合の取り扱いは、以下のとおりとします。

ア 再度の業務

評価を受けた提案の評価項目に関して、再度の業務を行わせることが合理的であると発注者が認めた場合、最優秀提案者は再度の業務を行い、最優秀提案者が提案時に提示した評価項目を満たす状態にしなければならない。

イ 契約金額の減額又は損害賠償請求

当該評価項目に関して、最優秀提案者に再度の業務を行わせることが合理的でないと発注者が認めた場合、発注者は、検査等によって確認された当該評価項目の状況に基づき評価点（確認された当該評価項目の状況が最低限の要求水準を満たさない場合にあっては、最低限の要求水準との差について評価点の算出方法に準じて計算した点数を減じたものを評価点とみなす。）の再計算を行った場合に、最優秀提案者の選定時における評価値を確保するのに見合う金額と最優秀提案者の当初契約金額との差額を本事業の完成引渡し前においては契約金額から減額し、本事業の完成引渡し後においては損害賠償請求等を行うこととして、その場合の算出方法は次のとおりとする。

$$\text{減額又は損害賠償額} = \{1 - (100 + B) \div (100 + A)\} \times C$$

C：当初契約金額（円）

A：当初の評価点

B：検査等によって確認された提案の状況に基づき再計算した評価点

第5 その他

1 関連情報を入手するための照会窓口

みよし市子育て健康部子育て支援課 保育担当：関

所在地 470-0295 みよし市三好町小坂50番地

電話 0561-32-8034

2 特定の不正行為に対する措置

- (1) 本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求に併せて本件契約を解除することがあります。
- (2) 本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。
- (3) 契約を締結するまでの間に、最優秀提案者がみよし市入札参加停止等措置要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置（以下「排除措置」という。）の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、みよし市は一切の損害賠償の責を負いません。
- (4) 本件契約の締結後、受注者が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合には、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。
- (5) 本件契約の履行に当たって、受注者が工事の下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）を締結した場合において、下請契約等の相手方が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、発注者は、下請契約等の解除を求めることがあります。このとき、受注者が下請契約等の解除に応じなかった場合は、受注者との契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。この場合、みよし市は一切の損害賠償の責を負いません。

3 その他

- (1) 本事業の参加者は、本募集要項を熟読し、公正かつ適正に提案すること。

(2) 第1の(3)に記載した期間は、事情により変更することがあります。

(3) 配置予定の技術者について

ア 最優秀提案者は、技術提案書等に記載した配置予定の技術者を本事業に配置すること。

イ 工事工期が重複する複数の工事（他の機関の発注も含む。）に同一の技術者を配置予定の技術者とした事業に参加している場合は、それらの工事の参加のうち、一つの参加の最優秀提案者又は落札候補者と決定された時点で、それ以降に行われるその他の事業は辞退しなければなりません（専任が求められない場合を除く。）。この場合、提案書の提出期間内に、辞退届を提出してください。

なお、提案書を提出した後に辞退する事由が生じた場合は、第3の3(1)アと同じ場所に辞退する旨を連絡し、速やかに辞退届を提出してください。

ウ 実際の工事に当たって、技術提案書類等必要な書類に記載した配置予定の監理技術者、主任技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の場合に限ります。

(4) 工事施工中又は施工後に、施工体制等について点検・調査を行うことがあります。点検・調査の対象となった場合、当該点検・調査に協力しなければなりません。当該点検・調査に協力しなかった場合、又は当該点検・調査に虚偽の申告をした場合には、みよし市入札参加停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

(5) 本事業の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定によるみよし市議会の議決を要するため、最優秀提案者は決定後、速やかに仮契約を締結し、みよし市議会の議決を経た上で契約を確定します。

(6) 議決までの間に、最優秀提案者がみよし市入札参加停止等措置要領別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しないことがあります。この場合においては、市は一切の損害賠償の責任を負いません。

別表 リスク分担表

<共通>

リスク項目		リスクの内容		分担	
				市	事業者
募集要項等リスク		1	募集要項等の書類の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの	○	
契約締結		2	市の責めによる契約締結の遅延又は中止に関するもの	○	
		3	事業者の責めによる契約締結の遅延又は中止に関するもの		○
社会リスク	周辺住民等への対応	4	施設の設置に対する周辺住民等の反対運動、要望による計画遅延、条件変更、事業停止、費用の増大等に関するもの	○	
		5	事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の対応に関するもの		○
	第三者賠償	6	市の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任	○	
		7	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等		○
	環境保全	8	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合に関するもの		○
制度関連リスク	政策	9	政策方針の変更による事業の中止、費用の増大に関するもの	○	
	法制度(税制度含)	10	本事業の施設整備に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの	○	
		11	本事業のみならず、広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するもの		○
	許認可取得	12	市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		13	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
不可抗力リスク		14	天災等大規模な災害及び暴動等予測できない事態の発生により、設計変更、事業の延期、中断若しくは契約解除等の原因と成りうるもの	協議による	
金利変動		15	事業期間における金利変動による事業者の経費増減によるもの		○
債務不履行リスク		16	市の債務不履行、支払遅延、当該事業が不要になった場合等	○	
		17	事業者の事業放棄、事業破綻によるもの、事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合等		○

<設計段階>

リスク項目		リスクの内容		分担	
				市	事業者
設計リスク	設計	18	市の提示条件、指示の不備、市の要求に基づいた変更によるもの	○	
		19	事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの		○
	測量、調査	20	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	建設着工遅延	21	市の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
		22	事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○

<建設段階>

リスク項目		リスクの内容		分担	
				市	事業者
建設リスク	敷地	23	地中障害物その他事業者が予見できない事項に関するもの	○	
	工事監理	24	工事監理に関するもの		○
	工事費増加	25	市の提示条件の不備及び指示による工事工程や工事方法の変更、工事費の増大に関するもの	○	
		26	事業者の事由による工事費の増大に関するもの		○
	工事遅延	27	着工後における市の指示等、市の事由による工事の遅延に関するもの	○	
		28	事業者の事由による工事の遅延に関するもの		○
	物価上昇	29	建設期間中の物価変動に伴う事業者の経費増減によるもの	協議による	
	引渡前損害	31	引渡前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○
要求性能の未達	32	施設完成後、市の調査により要求性能不適合（施工不良を含む）が発見された場合		○	